

令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

No	交付対象事業の名称	事業概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容	事業 始期	事業 終期	事業費 (千円)
1	住民税非課税世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金給付事業	①物価が続く中で住民税非課税世帯等への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②住民税非課税世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金	R5.12	R6.3	54,110
1	住民税非課税世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金給付事業（事務費）	①物価が続く中で住民税非課税世帯等への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②住民税非課税世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金支給に係る事務費	R5.12	R6.3	989
2	住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金給付事業	①物価が続く中で住民税均等割のみ課税世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金	R6.2	R6.3	2,000
2	住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金給付事業（事務費）	①物価が続く中で住民税均等割のみ課税世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金支給に係る事務費	R6.2	R6.3	111
3	低所得の子育て世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金	①物価が続く中で低所得の子育て世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得の子育て世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金	R6.2	R6.3	500
3	低所得の子育て世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金（事務費）	①物価が続く中で低所得の子育て世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得の子育て世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金支給に係る事務費	R6.2	R6.3	154
10	中小企業者等事業継続緊急支援給付金	①新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少及び原油価格高騰等による費用増加に直面している中小企業者を支援する。 ②中小企業者の売上減少月の燃料費、光熱費の高騰に対し支援する。（法人15万円 個人事業者7万5千円）	R6.1	R6.3	6,750
11	介護事業等物価高騰対策支援事業	①物価高騰の影響を受けている介護施設等を支援する。 ②介護、福祉、医療事業等々の燃料費、光熱費、食材費等の高騰分に対し、サービス利用実績などに応じて給付金を支援する。	R6.1	R6.3	12,637
12	公営企業物価高騰対策支援事業	①物価高騰による電気料高騰等の影響を受けている公営企業を支援する。 ②公営企業に対する繰出し金	R5.12	R5.12	1,000
13	住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金給付事業（福祉灯油分）	①原油価格・物価高騰等に直面する住民税非課税世帯への家計の支援対策として県が実施する3,500円の給付に3,500円を嵩上げし、1世帯当たり7,000円を給付する。 ②電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	R6.1	R6.3	5,411
2	住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金給付事業【翌償分】	①物価が続く中で住民税均等割のみ課税世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金	R6.2	R6.6	17,500
2	住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金給付事業【翌償分】（事務費）	①物価が続く中で住民税均等割のみ課税世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金支給に係る事務費	R6.2	R6.6	54
3	低所得の子育て世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金給付事業【翌償分】	①物価が続く中で低所得の子育て世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得の子育て世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金	R6.2	R6.5	1,850
3	低所得の子育て世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金給付事業【翌償分】（事務費）	①物価が続く中で低所得の子育て世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得の子育て世帯に対する物価高騰対策臨時特別給付金支給に係る事務費	R6.2	R6.5	19
-	新たに住民税非課税等となる世帯に対する臨時特別給付金給付事業【翌償分】（充充分）	①物価が続く中で新たに住民税非課税等となる世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②新たに住民税非課税等となる世帯に対する臨時特別給付金	R6.4	R7.1	5,900
-	新たに住民税非課税等となる世帯に対する臨時特別給付金給付事業【翌償分】（事務費）（充充分）	①物価が続く中で新たに住民税非課税等となる世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②新たに住民税非課税等となる世帯に対する臨時特別給付金支給に係る事務費	R6.4	R7.1	61
-	定額減税補足給付金給付事業（翌償分）（事務費）（充充分）	①定額減税を十分に受けられず見込まれる人に対し、その差額を調整のうえ定額減税補足給付金として支給する。 ②定額減税補足給付金支給に係る事務費	R6.4	R7.1	81
事業費合計					109,127